



全同病 21世紀の医療を考える全日本病院協会ニュース 2006年7月号

ALL JAPAN HOSPITAL ASSOCIATION

No.643 2006/7/1

http://www.ajha.or.jp/ mail:info@ajha.or.jp

発行所／社団法人全日本病院協会
発行人／佐々木英達
〒101-8378 東京都千代田区三崎町
3-7-12 清話会ビル
TEL (03)3234-5165
FAX (03)3234-5206

経過型類型

介護報酬は老健と介護療養型の中間

介護給付費
分科会が答申

介護施設あり方検討委を設置。地域ケア構想と指針を策定

6月28日に開かれた介護給付費分科会は、「経過型介護療養型医療施設」(短期入所療養介護を含む)の介護報酬と人員等指定基準、転換した老健施設の特例を厚生労働大臣諮問案通り答申することを了承した。経過的類型は7月1日から適用される。

この結果、2012年3月末まで設けられる経過型類型の人員配置は介護保険移行準備病棟と並び、介護報酬は要介護1・2は現行単位数を踏襲、3以上は概ね老健施設と介護療養型の中間水準となった。転換老健に伴う特例(病床面積)は12年3月末まで。

老健局は健保法等一部改正法附則にしたがって、特養、老健を含む介護施設等の今後のあり方を検討する委員会を分科会に設置する方針を提示、了承を得た。

また、改正法の附帯決議にしたがって、都道府県による「地域ケア整備構想」作成を支援する「地域ケア整備指針」を策定することを明らかにした。

「介護施設等の在り方に関する委員会」は、①介護施設等の基本的なあり方、②介護施設等入所者に対する医療提供のあり方を中心課題とするほか、介護給付費分科会の審議に資する検討事項も取り上げる。

メンバーは分科会委員以外に学識経験者などの専門家も加わる予定。開設の時期と審議期間は明らかではない。

「地域ケア整備指針」の内容は、①療養病床再編成を踏まえた地域ケア体制の基本的な考え方、②療養病床再編成に加え、今後の高齢化や独居老人の増加等を織り込んだニーズ推定と利用見

込み推計にかかる考え方、③療養病床の個別転換を進める上で配慮すべき事項、④地域ケア体制整備の構想を介護保険事業支援計画、医療計画、医療費適正化計画に反映させる上で配慮すべき事項、からなる。

厚労省老健局が分科会に示した、指針と構想策定にいたる手順は以下のとおり。
①指針をまとめるために7月にも学識経験者等からなる研究班を老健局に設置し、「地域ケア整備構想」に必要なデータ・指標などを整理・明確化する。

②全国数ヶ所の老人保健福祉圏域を取り上げ、当該都道府県と共同でモデル

プランを作成する事業を8月に始める。

③各都道府県は8月に療養病床関係調査を実施する。

④10月をめどに「地域ケア整備指針案」の中間報告を行ない、これを受けて都道府県は「地域ケア整備構想」の正式な検討に入る。



⑤年内をめどに「地域ケア整備指針」と地域ケアのモデルプランを提示する。

⑥各都道府県は来年夏を目標に「地域ケア整備構想」を策定する。

社会保障審議会会長宛報告(答申)の概要 6月28日 介護給付費分科会

■介護療養型医療施設における経過措置

2011年度末までの経過的類型として「経過型介護療養型医療施設」を創設する。

●人員基準

医師の配置を2名以上とし、看護・介護配置は、①療養病床を有する病院は8対1以上・4対1以上、②老人性認知症患者療養病棟を有する病院は5対1以上・6対1以上とする。

●設備基準

現行廊下幅の基準を1.2m以上(両側に居室がある場合は1.6m以上)とする。

■介護老人保健施設における経過措置

介護療養型医療施設および医療療養病床から転換した介護老人保健施設

は、①1床当たり6.4m²以上とする、②廊下幅は1.2m以上(両側居室1.6m以上)とする。ただし、①については2011年度末までの経過措置とする。

短期入所療養介護および介護予防短期入所療養介護についても、指定介護療養型医療施設及び介護老人保健施設の人員設備基準と同様の見直しを行う。

■療養型経過型介護療養施設サービス費

(I) [従来型個室]		(II) [多床室]	
要介護1	671単位	要介護1	782単位
要介護2	781単位	要介護2	892単位
要介護3	889単位	要介護3	1,000単位
要介護4	980単位	要介護4	1,091単位
要介護5	1,071単位	要介護5	1,182単位
(加算) 試行的退院サービス費		800単位(1日)	

後3ヶ月の見込みで届出ができる、かつ、届出後に戻ることも可能と佐原課長補佐は説明した。

一方、直近3ヶ月の実績が必要な「8割以上病棟」についても20対1看護の実績は不要であるとした。

説明会で猪口常任理事は、「8割以上病棟」の10月届出に期間の猶予を検討するよう求め、佐原課長補佐は「配慮する」と説明した。

東北ブロック研修会 療養病棟告示・通知案を解説

当協会は6月18日に仙台市で東北ブロック研修会を開催、猪口雄二、木下毅両常任理事を講師に、7月1日適用の療養病棟入院基本料2の詳細と対応に関する講演を行なった。東北各県から200名が参加した。

講演で、両講師は6月16日付事務連

絡で内示された告示・通知案を詳細に紹介するなど、最新情報を踏まえ、療養病棟として対応すべき方策を説明した。



「8割以上病棟」の10月届出に期間猶予を配慮

課長補佐が言明。療養病棟新診療報酬で説明会

当協会が6月22日に東京都内で開催した「医療療養病棟の診療報酬に関する説明会」で厚労省保険局医療課佐原課長補佐は、7月1日から適用される療養病棟入院基本料2は、夜勤看護72時間以内を満たす6月の実績で7月21日までに届け出るよう求めた。

佐原課長補佐は、6月16日付告示・通知案にもとづいて療養病棟入院基本料2算定の留意事項を説明。会場を埋めた約700名の参加者からは200件以上の質問が寄せられた。(2,3面に佐原課長補佐の講演概要を掲載)

療養病棟入院基本料2において病院が届出る病棟は、①医療区分2・3の患者が8割未満の病棟(25対1)、②医療区分2・3が8割以上の病棟(20対1)、③医療区分1が6割以上の病棟(介護保険移行準備病棟=選択制)、④入院基本料E算定病棟(2・3が8割以上ながら20対1に満たない病棟)、⑤特別入院基本料

を算定する病棟(25対1を満たさない病棟)の5類型となる。

このうち、②と③については夜勤看護72時間要件の適用から外れる(ほかに6月30日現在の特殊疾患療養病棟は9月末まで経過的に適用外となる)。

療養病棟入院基本料2の届出に際して、特別入院基本料を算定するケース

以外は病棟ごとに届け出ができる。ただし、同じ類型の病棟は包括的な届出となり、病棟類型単位で配置要件を満たすことになる。

また、介護保険移行準備病棟は届出

移行準備病棟届出後に医療療養へ復帰は可能

急性増悪転棟・転院前3日間、出来高と「E」を1日毎に選べる

厚生労働省は6月30日、7月1日に適用される療養病棟入院基本料2に関する告示等を交付するとともに、診療報酬算定等にかかる医療課長通知を発出。6月16日付事務連絡で内示した通知案の修正・追加を行なった。

告示・通知には、6月21日の中医協総会で決まった、特定施設等に居住する要介護者にかかる算定要件の一部改正が含まれている。(6月30日付通知における6月16日付通知案の修正箇所を4面に掲載)

通知案修正・追加の主な内容は、療養病棟入院基本料2に関しては、①急性増悪によって転棟・転院する前3日間に算定できる出来高・入院基本料Eは1日ごとに選択できる、②介護保険移行準備病棟の届出後に6割を下回った場合は「8割未満病棟(25対1)への変更届

該当しない患者が入院した場合は、当該病棟が一般病棟であれば特別入院基本料、当該病棟が療養病棟の場合は入院基本料Eを算定するという解釈を明らかにした。

回復期リハの非該当患者はこれまで一般病棟入院基本料5または療養病棟入院料1を算定してきたが、さらに厳しい点数の適用が決まった。

在宅支援診の算定要件を大幅緩和

中医協 転換済で支援診体制の病院は「特別関係」でも管理料を算定

6月21日の中医協総会は、特定施設入居者に対する訪問診療の算定範囲と要件を緩和する事務局(厚労省保険局医療課)提案を承認した。

具体的には、①在宅療養支援診療所(在宅支援診)の医師が訪問する場合は

特定施設入居者の末期悪性腫瘍患者以外にも在宅時医学管理料(在医総管)の算定を認める、②外部サービス利用型特定施設の入居者に対する訪問に在医総管と在宅患者訪問診療料の算定を認め、③特別の関係にある施設につい

ては、在宅支援診であれば在医総管と在宅末期医療総合診療料(在医総管)の算定を認める、④特別の関係にある施設であっても、特定施設への転換措置を講じた、在宅支援診と同等の体制を届けた病院には在医総管の算定を認め、というもの。

医療課は、6月30日付医療課長通知の「診療報酬算定留意事項」(4面に掲載)で、所要の改正を行なった。

医療課は、また、同通知で、特定施設等の訪問診療で2人目以降の患者には初再診料または外来診療料や特掲診療料を算定するという改正を行なった。

居宅系施設をめぐる給付緩和の議論は、当面、在宅支援診による在宅医療拡充を先行させることで決着した。

しかし、病診間だけでなく算定項目間にも整合性に欠ける面を残しており、議論も深まらずに終わった。

今回の措置は、結果的に、病院による診療所開設を促すものになるという懸念が関係者には多い。

特別入院基本料以外は病棟毎の届出ができる

同じ類型の病棟は包括的に届出。配置は包括病棟で満たす必要

特殊疾患療養病棟の夜勤72時間は10月適用

続いて改定に当たっての経過措置について説明したい。

まず、特殊疾患療養病棟であるが、この6月30日時点で特殊疾患療養病棟入院料1を算定する病棟に入院している「神経難病等」に該当する患者はすべて、2008年3月31までの間は医療区分3に該当するとみなし、同様に、特殊疾患療養病棟入院料2を算定する病棟に入院している、神経難病等に該当、かつ、医療区分1に相当する患者についてはすべて、2008年3月31までの間、医療区分2に該当するとみなす措置をそれぞれとする。

これらの措置は、同一施設内の他の療養病棟に転棟した場合や一般病棟へ転棟・転院後28日以内に療養病棟に再度入院した場合も継続される。

移行準備病棟は夜勤72時間要件の適用外

続いて、介護保険移行準備病棟と「同一病棟内での病室単位での指定」という措置について説明したい。介護保険移行準備病棟とは、患者の状態に合わせて、医師、看護職員等の薄い配置を可能としたもので、経過的な選択肢である。

この6月30日に療養病棟入院基本料等を算定している、医療区分1の患者を6割以上入院させている病棟については、2012年3月31までの間、介護老人保健施設等への移行準備計画作成を要件として、医師や看護職員等の配置が緩和された類型の下で、入院基本

また、6月30日時点で特殊疾患療養病棟入院料を算定している療養病棟は、この9月30日までの間は夜勤看護の月平均72時間以内という要件が免除される。

さらに、6月30日時点で特殊疾患療養病棟入院料を算定している療養病棟は、08年3月31までの間は、適時の要件を満たさない場合にも基本食事療養費(I)が算定できる。

なお、児童福祉法さらには身体障害者福祉法にもとづく障害者施設等で、6月30日時点で特殊疾患療養病棟入院料または特殊疾患施設管理加算を算定する療養病棟に入院している重度の肢体不自由児(者)または知的障害者については、医療区分1のところを2とみなす措置をとる。

料A～Eの算定ができるというのが主旨である。

つまり、介護保険移行準備病棟であっても、そこに入院している患者は、医療区分に応じた入院基本料の算定が認められるというわけである。医療必要度が低い患者が多いことから収入減は避けられないが、介護保険移行準備病棟という類型を選択することによってコストを下げることができる。

この介護保険移行準備病棟については、介護療養型医療施設と同様、月平均夜勤72時間以下の要件を満たさなくともよいこととする。

3病棟以上でも3年間は病室単位で指定できる

もう一つの「同一病棟内での病室単位での指定」であるが、これは、同一療養病棟の中で、医療保険と介護保険からそれぞれ給付を受けることができる取り扱いを経過的に拡大し、「患者の状態に合わせて、より適切な方から給付を受ける」という選択肢を設ける措置である。

「病室単位の指定」は、これまで療養病棟が2病棟以下の場合に限られていた。しかし、今回、2009年3月31までは、療養病棟を3病棟以上有する病院の療養病棟にも次の選択を可能とする。すなわち、

「8割上病棟」届出は10月。20対1の実績は不要

最後に、届出についてご説明したい。療養病棟入院基本料2の届出は7月21日までになっていたらしく、7月1日にさかのぼって算定できる。その際、月平均夜勤時間を72時間以内とする要件を満たした実績を添付していただく。

なお、繰り返しになるが、72時間以内という要件は、①「看護20対1・看護補助20対1」を届け出た病棟、②この6月30日に特殊疾患療養病棟入院料1・2を算定していた病棟、③介護保険移行準備病棟を届け出た病棟については、それぞれ適用除外となる。

このうち、②についてはこの9月30日までの経過措置であるため、10月1日ににおいて医療区分2・3の患者が8割以上の入院していることから「看護20対1・看護補助20対1」の配置をとつていれば

資料5 ■ 医療区分の割合の算出方法

● 医療区分2・3の割合の算出方法
直近3ヶ月間の2・3該当患者の入院日数の和
直近3ヶ月間の患者の入院日数の和

● 医療区分1の割合の算出方法
直近3ヶ月間の医療区分1の患者の入院日数の和
直近3ヶ月間の患者の入院日数の和

「移行病棟」は届出後3ヶ月の見込みで届出が可能

以上の説明を再度整理したい。

医療区分2・3の患者が8割以上の場合は「看護20対1・看護補助20対1」の配置が要件となるが、割合の算出に3

する病棟として届け出ことになる。

一方、医療区分1の患者が6割以上の場合には介護保険移行準備病棟を届け出しができるが、その場合に介護老人保健施設等への移行準備計画を届出しが必要となる。また、届出前の、1の患者割合に関する実績は不要であり、届出後の3ヶ月間に1の患者の割合が6割以上となると見込まれる場合に届出が可能となる。

したがって、医療区分2・3の患者が

8割以上の場合は「20対1・20対1」配置が要件となるというルールは10月1日が始まりであるが、介護保険移行準備病棟については、この7月1日から直ちにスタートする。

自院のこの病棟には医療区分1に該当する患者が6割以上入院すると見込まれる場合には、介護保険移行準備病棟に手を上げていただければ、7月1日から、人員配置を薄くした病棟として運営することが可能となる。

特別入院基本料は包括的届出の対象

療養病棟入院基本料2において、病院が届出する入院基本料の類型は、①25対1の病棟、②20対1の病棟(医療区分2・3が8割以上)、③介護保険移行準備病棟(医療区分1が6割以上)、④E病棟(医療区分2・3が8割以上ながら、20対1に満たない病棟)、⑤特別入院基本料を算定する病棟(25対1を満たさない病棟)、の5通りである。

以上の病棟について、療養病棟全体として、どれか1つを選ばなければならないということではない。⑤を算定する場合以外は病棟毎に①～④を届け出しができる。

ただし、同じ種類の病棟は包括的に

届け出ることになる。例えば療養病棟として4病棟を有する場合に、3病棟を25対1病棟とし、1病棟を20対1病棟とする場合は、25対1病棟に関しては3病棟を包括して届け出していく。したがって、25対1の配置は3病棟全体で満たす必要があり、72時間要件も3病棟全体でクリアしていただくことになる。



「1日毎」評価とは「毎日検査」を意味するものではない

会場質問と回答

*猪口常任理事が質問票にもとづいて質問を代行

Q 医療区分2のパーキンソン病関連疾患だが、診断がついていれば受給証がなくても該当するか。

A 具体的な判断は特定疾患治療研究事業の認定基準にしたがってください。

Q 介護保険移行準備病棟の届出後に、医療区分2・3患者が増えた場合に、25対1の病棟に戻ることは可能か。

A 可能である。

Q 医療区分の評価票は、入院基本料D・Eに該当する患者は作成しなくて構わないか。

A 構わない。

Q 評価票は、意識障害のある患者で家族がみえない場合には郵送でも構わないか。

A 「留意事項」には「やむを得ない理由により説明を行うことが困難な場合であっても、患者またはその家族の求めに応じ、当該書面又はその写を交付するとともに診療録に貼付しておく。」とある。交付には郵送も含まれる。

Q 医療区分の評価単位が「1日毎」とある場合には、毎日、評価内容を記録しなければならないのか。

A 例えば、医療区分3「酸素療法を実施している状態」の「留意点」に、「酸素非投与下において、安静時、睡眠時、運動負荷いずれかで動脈血酸素飽和度が90%以下となる状態であって、酸素療法下では動脈血酸素飽和度に応じて酸素投与量を適切に調整している状態」とある。

これは、酸素療法を受けている患者に毎日、酸素投与を中断してサチュレーションを測るということではない。そういう測定を毎日するということではなく、そういう状態にあることを1日単位で判断するということだ。これは医師が総合的に判断する問題である。しかし、「脈血酸素飽和度が90%以下」と、毎日記録する必要はない。

ただし、これは診療報酬請求にかかることであり、請求の根拠がカルテに適切に記されている必要がある。

Q 人員配置が20対1で医療区分2・3の患者が8割以下である場合に、届出はどうするのか。

A 8割以下である病院に病院の裁量で分配することは現状でも行なわれており、特段の届出はいらない。

Q 今回の夜勤72時間について、実績期間はどうなるのか。

A 基本的に6月実績で考えている。4月届出のように「病棟運営計画書」で受理する

ことはしない。

Q 介護保険移行準備病棟において医療区分1の患者が6割以下となった場合はどうなるのか。

A 配置を戻し、届け出直すことになる。

Q 医療区分2・3が8割以上の病棟の10月届出は、例えば14日までに行なえば1日まで遅れるようにしていただけないか。

A 現場が困らない措置を考えたい。

Q 配慮をぜひ希望したい。気が付いたら8割を超えていたということもあり得る。しかし、25対1を20対1にもっていくのは簡単ではない。10月1日に間に合わないと入院基本料Eを算定する羽目になる。

続いて、特殊疾患療養病棟の経過措置の対象に重度の肢体不自由者は入っていないが、いわゆる難病に加えて脊髄損傷、脳性麻痺、仮性球麻痺がある。一般的な療養病棟にいる当該患者とどう違うのか。

A 特殊疾患療養病棟入院料算定病棟の「神経難病等」患者は医療区分2または3に該当するというが、ご指摘の経過措置である。これら患者は元々医療区分2または3に該当するのではないかというご指摘がある。ただし、脊髄損傷、脳性麻痺、仮性球麻痺は2・3に該当しない。今回の措置は、これら患者を含めて激変緩和を図るものである。

Q 評価票のチェックは医師のみが行なうのか。看護師も可能か。

A 作成自体は看護師であり、事務であれば、通知では特定化していない。ただし、最終的な責任は医師に属する。4月時点と今回とで評価票の案が異なる点の1つとして、主治医の署名欄を設けた。

Q 署名とは自署か。記名捺印でよいのか。

A 処方箋同様、署名又は記名捺印である。

Q 医療区分3に「感染症の治療の必要から隔離室での管理を実施している状態」とあるが、4人室の各ベッドをカーテンで仕切った隔離室でもよいのか。

A 当該室が病棟で感染症患者を受け入れる病室をして決められていれば構わない。感染病床である必要はない。

Q 個室隔離を求めるわけではないのか。

A そうだ。

Q 「パーキンソン病関連疾患」にパーキンソン症候群は該当するか。

A パーキンソン症候群というと広くなる。特定疾患治療研究事業に定めるものに従つていただく。

介護保険病床もつ病棟は移行準備病棟届出認めず

6月30日付通知 居宅系患者、2人目以降は往診料・訪問診療料の算定ができない

「『診療報酬算定留意事項』等の一部改正について」 2006年6月30日 保医発第0630001号

*6月15日付通知案の修正箇所(下線部)の概要 *1面記事を参照

●「診療報酬算定留意事項」の一部改正

1. 別添1の第1章第2部第1節中「A101 療養病棟入院基本料」の(1)の次に次のように加える。

(2) 療養病棟入院基本料2(平成18年7月1日以降に限る。)

ア 「注1」の入院基本料を算定している場合において、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の一般病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病棟へ転院する場合には、その前日を1日目として3日前までの間は、その日ごとに入院基本料Eを算定することができる。

ウ なお、患者又はその家族への説明に当たり、特に悪性腫瘍等の患者に対しては、患者本人の治療方針に関する理解状況を踏まえ、療養上著しく不適切なことが生じないよう配慮すること。

エ 療養病棟入院基本料2に含まれる画像診断及び処置並びにこれらに伴い使用する薬剤、特定保険医療材料又は区分「J201」酸素加算の費用並びに浣腸、注腸、吸引等基本診療料に含まれるものとされている簡単な処置及びこれに伴い使用する薬剤又は特定保険医療材料の費用については療養病棟入院基本料2に含まれる。

3. 別添1の第1章第2部第3節中「A308 回復期リハビリテーション病棟入院料」の(4)を次のように改める。

(4) 回復期リハビリテーション病棟入院料に係る算定要件に該当しない患者が、当該病棟に入院した場合には、当該病棟が一般病棟である場合は特別入院基本料を、当該病棟が療養病棟である場合は療養病棟入院基本料2の入院基本料Eを算定する。

4. 別添1の第2章第2部第1節中「C000 往診料」の(9)を次のように改める。

(9) 同一の患者(有料老人ホーム等であって、その形態から当該ホーム全体を同一の患者とみなすことが相当であるものを含む。)で2人以上の患者を診療した場合は、2人目以降の患者については往診料又は在宅患者訪問診療料を算定せず、初診料又は再診料若しくは外来診療料及び特掲診療料を算定する。この場合において、2人目以降のそれぞれの患者の診療に要した時間が1時間を超えた場合は、その旨を診療報酬明細書の摘要欄に記載し、往診料の「注2」の加算又は在宅患者訪問診療料の「注3」の加算の点数を算定する。なお、診療上の必要に基づき、同一の患者で複数の患者を診療することが継続的に行われる場合には、1人目に診療する患者が特定の人に偏ることのないようにするなど、患者の費用負担の観点から適切な配慮を行うこと。

5. 別添1の第2章第2部第1節中「C002 在宅時医学総合管理料」の(16)を次のように改める。

算定対象となる患者が入所する施設と特別の関係にある保険医療機関においては、算定できない。ただし、当該施設と特別の関係にある保険医療機関であっても、在宅療養支援診療所の保険医が実施する場合には在宅時医学総合管理料を、療養病床を有料老人ホーム等に転換する措置を講じた病院であって、在宅療養支援診療所と同様の施設基準を満たすものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関の保険医が実施する場合には在宅時医学総合管理料の「2」を算定できること。なお、「有料老人ホーム等に転換する措置を講じた病院」とは、療養病床を有料老人ホーム、高齢者向け優良賃貸住宅、軽費老人ホーム(ケアハウス)又は認知症高齢者グループホーム等に転換した病院のことをいい、転換の時期は問わないものであること。

6. 別添1の第2章第2部第1節中「C003 在宅末期医療総合診療料」の(12)を削る。

●「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について

1. 第2の7を次のように改める。

7 各月末までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月初に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該初日の属する月から算定する。なお、平成18年4月14日(療養病棟入院基本料2にあっては、平成18年7月21日。「基本診療料の施設基準等」の第十一の五に基づく介護保険施設等への移行準備計画の届出を含む。)までに届出書の提出があり、同月末までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。

2. 第3の1の(5)を次のように改める。

(5) 算定要件中(療養病棟入院基本料2を除く。)の該当患者の割合については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。

3. 別添2の第2の4の(3)のエを次のとおり改める。

エ 月平均夜勤時間数は、各病棟ごとに届出前1か月又は4週間の夜勤時間帯に従事する看護要員の延夜勤時間数を夜勤時間帯に従事した実人員数で除して得た数とし、当該月当たりの平均夜勤時間数の直近1か月又は直近4週間の実績の平均値により、72時間以下であること。

また、届出直後においては、当該病棟の直近3か月間又は12週間の実績の平均値が要件を満たしていれば差し支えない。

なお、次の療養病棟の看護職員については、この限りではないこと。

(イ) 療養病棟入院基本料2を算定する病棟の入院患者のうち、「基本診療料の施設基準等」の別表第五の二に掲げる疾患及び状態にある患者(以下別添2において「別表第五の二の患者」という。)と別表第五の三の一及び二に掲げる疾患及び状態にある患者及び同表の三に掲げる患者(以下別添2において「別表第五の三の患者」という。)の合計が8割以上である病棟(ただし、平成18年10月1日以前においては、「基本診療料の施設基準等」の第五の三の(2)の口の「20対1配置病棟」への変更の届出が行えないことから、(2)及び(3)を除く病棟については、月平均夜勤時間数が72時間以下である必要があること。)

4. 別添2の第2の5及び6を12及び13とし、4の次に次のように加える。

5~8 (略)

9 介護保険移行準備病棟に係る当該病棟の入院患者に対する「基本診療料の施設基準等」別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者の割合の算出方法等

(2) 介護保険移行準備病棟は、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出る際に、当該届出以降3か月において(1)により算出する割合が6割以上となることが見込まれる場合にあっても届出を行うことができるものであること。ただし、3か月間の実績において、(1)により算出する割合が6割を下回ることとなった場合には、当該病棟の入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が8割未満である病棟等への変更の届出を翌月速やかに行うこと。また、介護保険移行準備病棟の届出を行った病棟であっても、将来において介護保険施設への移行を行わないことが明らかになった場合には、同様に変更の届出を翌月速やかに行うこと。

(3) 介護保険移行準備病棟の届出を行う病棟にあっては、当該病棟内に介護療養型医療施設の指定を受けた病床を有していないこと。

●医療区分・ADL区分に係る評価票 評価の手引き

I. 医療区分3(別表第五の二)

1. スモン

[項目の定義] スモン(特定疾患治療研究事業実施要綱に定めるものを対象とする。)に罹患している状態

[留意点] 必ずしも特定疾患医療受給者証の交付を受けている必要はない。

II. 医療区分2(別表第五の三)

12. 多発性硬化症

[項目の定義] 多発性硬化症(特定疾患治療研究事業実施要綱に定めるものを対象とする。)に罹患している状態

[留意点] 必ずしも特定疾患医療受給者証の交付を受けている必要はない。

13. 筋萎縮性側索硬化症

[項目の定義] 筋萎縮性側索硬化症(特定疾患治療研究事業実施要綱に定めるものを対象とする。)に罹患している状態

[留意点] 必ずしも特定疾患医療受給者証の交付を受けている必要はない。

14. パーキンソン病関連疾患

[留意点] 必ずしも特定疾患医療受給者証の交付を受けている必要はない。また、パーキンソン症候群は含まない。

15. その他の難病

[留意点] その他の難病とは、スモン、多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病関連疾患以外の疾患で、「特定疾患治療研究事業実施要綱」に定める疾患有す。また、必ずしも特定疾患医療受給者証の交付を受けている必要はない。

16. 脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。)

[項目の定義] 脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。)

●「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項

及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について(編集部注:以下の全文を4月28日付付調整通知=5月15日号掲載に追加)

1. 第1の2の(1)を次のように改める。

(1) 療養病棟(介護保険法第8条第26項に規定する療養病床等に係る病棟をいう。以下同じ。)に該当する病棟が一つである病院又は診療所において、介護保険適用の指定を受けることにより要介護者以外の患者等に対する対応が困難になることを避けるため、当該病院又は診療所において、あらかじめ2つの病室(各病室の病床数が4を超える場合については4病床を上限とする。)を定め、当該病室について都道府県知事に届け出た場合は、当該病室において行った療養に係る給付は、医療保険から行うものとすること。

2. 第3に次のように1を加え、1から5を1ずつ繰り下げる。

1 同一の病棟で医療保険適用と介護保険適用の病床を病室単位で混在できる場合

(1) 療養病棟を二病棟以下しか持たない病院及び診療所
(2) 病院であって、当該病院の療養病棟(医療保険適用であるものに限る。)の病室のうち、当該病棟の病室数の二分の一を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養型医療施設の指定を受けることについて地方社会保険事務局長に届け出た場合には、平成21年3月31日までの間に限り、当該病室において行った療養に係る給付は、介護保険から行うものとすること。

(3) 病院(指定介護療養型医療施設であるものに限る。)であって、当該病院の療養病棟の病室のうち、当該病棟の病室数の二分の一を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養型医療施設の指定を除外し、当該病室に入院する者について療養の給付(健康保険法第52条第1項の療養の給付をいう。)を行おうとすることについて地方社会保険事務局長に届け出た場合には、平成21年3月31日までの間に限り、当該病室において行った療養に係る給付は、医療保険から行うものとすること。

3. 第3の2の(2)を次のように改める。

(2) 1病棟を医療療養病床と介護療養病床に分ける場合については、各保険適用の病床ごとに、1病棟すべてを当該保険の適用病床とみなした場合に満たすことのできる看護師等の配置基準に係る入院基本料等(医療療養病床の場合は療養病棟入院基本料、介護療養病床の場合は療養型介護療養施設サービス費)を採用すること。このため、1病棟内における医療療養病床と介護療養病床とで、届け出る看護師等の配置基準が異なることがあり得るものであること。ただし、医療療養病床及び介護療養病床各々において満たすことのできる看護師等の配置基準に係る入院基本料等を採用することもできるものであること。なお、医療療養病床に係る届出については、「基本診療料の施設基準等」(平成18年厚生労働省告示第93号)及び「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成18年3月6日保医発第0330006号)に基づき、療養病棟入院基本料2又は有床診療所療養病床入院基本料2を届け出るものであること。

4. 「第4 医療保険における在宅医療と介護保険における指定居宅サービスに関する留意事項」を「医療保険における在宅医療と介護保険における指定居宅サービス等に関する留意事項」に改める。

5. 第4の3を次のように改める。

(1) 特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護を含む。以下同じ。)又は地域密着型特定施設入居者生活介護の受給者(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を受けている患者を除く。)については、末期の悪性腫瘍である場合であって、在宅療養支援診療所の保険医が行う場合に限り、在宅患者訪問診療料及びそのターミナルケア加算を算定できるものであること。

(2) 有料老人ホーム等(特定施設入居者生活介護以外の受給者の入居施設)及びグループホーム(認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の受給者の入居施設)の入所者に対して、保険医が療養計画に基づき定期的に訪問診療を行う場合であって、在宅療養支援診療所以外の保険医療機関であって、その施設と特別の関係にある保険医療機関の保険医が行うものについては、在宅時医学総合管理料及び在宅末期医療総合診療料は算定できない。

6. 第4の6中「介護保険における指定通所介護又は通所リハビリテーション」を「指定訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーション」に改める。